

省エネ措置に係る

維持保全状況の定期報告について

省エネ措置の届出を行った建築物は、省エネ性能が長期にわたって維持されることを目的として、維持保全の状況を所管行政庁に定期報告する必要があります。

対象となる建築物

- 1 住宅の場合 第一種特定建築物（2,000 m²以上）
- 2 非住宅の場合 第一種特定建築物・第二種特定建築物（300 m²以上）

報告の期間

工事の届出の3年後に属する年度内に報告を行う。



（報告期間例）

定期報告を行うもの

新築、増築、改築、修繕・模様替、共用設備改修時に届出を行った建築主等、又は当該建築物を譲り受けた者が行う。ただし、管理者がいる場合は管理者が行う。

報告の内容

報告の内容は、建材や機器等の省エネルギー性能の維持保全の状況であり、省エネルギー措置の届出を行った事項のみについて報告すればよい。
（正副2通を提出）

※定期報告を行わない、または虚偽の定期報告を行った場合には、50万円以下の罰金が処せられることがあります。